

2025 年 12 月 12 日

第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 「答申案」に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

第 6 次計画策定に当たっての基本的な考え方に関する「答申案」に関し、下記のとおり意見いたします。

記

○はじめに

今回の「答申案」では、旧姓使用に法的効力を与える制度の創設に関する文言が追加されている。第 6 次計画策定に当たっての基本的な考え方には、専門調査会で約 1 年かけ丁寧な議論が行われ、パブリックコメントを経て整理されている。このような経緯を踏まえると、「答申案」の段階で極めて重要な論点について、新たな記述が加えられたことは問題視せざるを得ない。

○選択的夫婦別氏制度の導入

婚姻前の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である。日本は夫婦同姓を法律で強制する唯一の国であり、国連女性差別撤廃条約から繰り返し勧告を受けている。旧姓の通称使用拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請にも応えられない。働く現場からは、業績や研究実績といったキャリアの分断、ダブルネームや使い分けに伴う弊害などの不利益が指摘されている。旧姓の通称使用拡大はあくまで過渡的措置である。旧姓使用に法的効力を与える制度の創設を検討するのであれば、選択的夫婦別氏制度の早期導入に向けた取り組みの強化も併記すべきである。

○全体について

2000 年に策定された「男女共同参画基本計画」から 25 年が経つにもかかわらず、目標達成に向けた進捗は遅れ、世界経済フォーラムが発表した最新のジェンダー・ギヤップ指数において、日本は 148 カ国中 118 位とジェンダー後進国である。持続可能な社会を実現するためには、ジェンダー平等・多様性推進が遅れている要因を明らかにするとともに、あらゆる施策において「ジェンダー主流化」を徹底すべきである。世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることを踏まえれば、進捗の遅れにより未達となっている目標について、より踏み込んだ成果目標を設定すべきである。

○長時間労働の是正

共働き世帯・専業主婦世帯を問わず、平均家事時間は依然として男女間格差がある。2024年時点で、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、男性は6.9%と女性1.7%より高く、特に子育て期にある30代男性では8.0%、40代男性では9.2%とさらに高い。若い世代を中心に仕事と生活に対する意識も変わる中、すべての労働者の長時間労働の是正に向けて、実効性ある施策と目標値の設定が求められる。

○女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結

第3次計画以降、「早期締結について真剣な検討を進める」という記述は大きく変化していない。日本は国連の女性差別撤廃委員会に委員を輩出している立場にあることからも、条約を遵守する立場を国際社会に示すため、選択議定書を早期に締結するべきである。

○第3号被保険者制度の廃止

6月に成立した年金制度改革法に関する附帯決議では、制度の在り方について速やかに検討を進めることができることで盛り込まれている。政府は、附帯決議にもとづく対応を着実に実施し、第3号被保険者制度の将来的な廃止に向けた道筋を早期に示すべきである。

○おわりに

「男女共同参画基本計画」は、日本のジェンダー平等の実現に向けた重要な方針となるべきものである。しかし、依然として課題が山積していること、そして国際社会の潮流と比較しても対応の遅れが明らかであることは重く受け止めなければならない。

持続可能で多様性が尊重される社会の実現に向けて、一つひとつの施策を着実に前進させるとともに、必要な政策・制度の検討は速やかに進めていただきたい。

以上